型部関西生コン弾圧事件ニュース NO. 69 2022年2月3日

<本号3ページ>

●本号の内容	【京都事件】1/28 第1回公判·····p1
	【大阪スト1次事件】5月23日に控訴審判決・・・・・・・・・・p2
	大阪労働者弁護団が緊急抗議集会・・・・・・・・・・・・p2

【京都事件】

ようやく公判開始 (1/28 京都地裁)

●労働争議による解決金が恐喝とされた事件

1月28日、京都事件の第1回公判が京都地裁で開かれた。

この刑事裁判は、ベスト・ライナー事件、近畿生コン事件、加茂生コン事件の3つを併合して 審理する。被告人とされているのは、湯川委員長と武・前委員長。1年半近い公判前整理手続を 経てようやく公判がはじまった。

①ベスト・ライナー事件(2020年9月、恐喝で起訴)は、京都協組が組合対策で設立した生コン輸送会社の労働争議。10年越しの組合つぶし攻撃の末に強行された企業閉鎖に対し、関生支部は協同組合による雇用保障と解決金支払いを要求して2014年に勝利解決した。

②近畿生コン事件(2020年8月、恐喝で起訴)は破産した生コン工場を占拠して 2016年に勝利解決した争議。

③加茂生コン事件(2020 年 7 月起訴)は公訴事実が2つある。第1は安井執行委員と吉田組合員についてはすでに昨年 12 月控訴審で無罪判決が出されているが、この件で共謀したとされた湯川・武両名の裁判は分離されていたので、第2の公訴事実(加茂生コンが2017年12月に工場閉鎖したのち、洛南協組役員と共謀して同社からミキサー車1台を脅し取ろうとしたが未遂終わったとされている)とともに審理される。

いずれも、関生支部が金銭目的の反社会集団だと決めつけて事件を仕立て上げたもの。ベストは 2014 年、近畿生コンは 2016 年に解決。いずれも労使協定を交わし、解決金が支払われ、解決後も通常通りの春闘交渉や政策交渉がおこなわれていた。検察が主張するように多額の金銭を脅

し取られ 組合の加盟社に関生支部組 が生じると考えて解決金を を脅し取るなどした、 自員を派遣して生コンの出 があると因縁をつけ、協同 たのだと **配生コンクリート協同組合** を行ったことはない」 豆被告(49)=京都市山科 **真に退職金を支払う必要** 生コ 被告(80)=大阪府池田 些訴状によると、201 (伊藤寿裁判長) であ 京都地裁初公判 したら、 生コン輸送会社の 執行委員長湯川裕 京都市南区の京 ン労 4年近く も放置し 組 「犯罪行為してな 幹部 て春闘交 と、生コン製造販売会社に 分したことを言いがかり アルバイトの男性を正社員 脅し取ったとされる事件 コン納入事業を加盟社に配 取ろうとしたとされる事件 として雇用するよう要求 絶対に許すことはできな 犯罪にでっち上げた。 判断されなければならない 当性の有無という観点から 渉などを 両被告は、協同組合が生 6 同組合から6千万円を 無罪 つづける 恐喝などにあた 業者がど 主 こにいる 一警委 張 だろう。

●「私は無罪」

▲22年1月29日付京都新聞朝刊

第1回公判では、人定質問、検察の起訴状朗読、裁判官による黙秘権の説明、そして被告人陳述。ふたりとも、「犯罪行為をおこなったことはない。私は無実」とはっきり述べた。弁護団も ふたりは無実だと陳述した。 (次ページに続く)

発行:全日建(全日本建設運輸連帯労働組合) お問い合わせ03-5830-6418

関西 2013~14年、協同組合 と関係の深い生コン輸送会 (の武建 | 被告(80)=大阪 コン幹部 出荷妨害を受け、 出荷を妨害していたと指 得ず支払いに応じたと主張 員
了人の退職金などの名目 出荷を阻止することはなか 検察側は冒頭陳述で、 から有罪判決を受け、控訴。 性警部補の不正受給も認 | 2課に所属していた男性際 として詐欺の疑いで、警備 使う交通費をだまし取った 部補ら30~50代の6人を書 類送検した。 同課の50代男 京都府警は27日、 京都府警6人書類送檢 取査 の交 公前棄扱も求 疑通

その後、検察側の冒頭陳述ののち、弁護団が冒頭陳述。次回の第2回公判(2月24日)から、検察側申請の証人尋問がはじまる。

なお、京都新聞(前ページ)のほか、1月30日付大阪日日新聞(左)も公判開始を報じている。

◀1月30日付大阪日日新聞

【大阪ストライキ1次事件】 5月23日に控訴審判決

1月31日、大阪ストライキ1次事件の控訴審第1回公判が大阪高裁で開かれた。 弁護団は「関西生コン事件」について論評した労働法学者の論文などを証拠調べするよう請求 したが検察が同意せず、控訴審はこの日で結審。判決は5月23日(月)11:00と指定された。

「国家的不当労働行為に抗議」

1/31 大阪労働者弁護団が緊急集会で抗議声明

1月 31 日、大阪労働者弁護団が緊急集会をオンラインで開催。大津地裁であきらかにされた検察官の組合脱退勧奨問題で抗議声明を採択した。

集会では、森博行弁護士(大阪労働者弁護団代表幹事)が主催者あいさつ。関西生コン弁護団の太田健義弁護士が経過を報告。脱退勧奨を受けた当事者の組合員も登場して、横検事の執拗な脱退勧奨に対して「言い返したら墓穴を掘ると思って黙秘をつづけた」「汚いやつだなと思った」と当時の様子を生々しく報告した。日本労働弁護団幹事長の水野英樹弁護士は連帯あいさつで、「検察官に猛省を求めたい」と述べた。

以下は、集会で採択された抗議声明。

国家権力による不当労働行為に抗議し労働者の権利を護るための声明

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(以下「関生支部」という)に対する一連の 刑事弾圧は、大阪広域生コンクリート協同組合(以下「大阪広域協組」という)の関生支部排除 の決議に端を発した大阪広域協組や他府県の協組に加盟する使用者による不当労働行為と連動し 軌を一にして、2018年7月に滋賀県で始まり、近畿一円に広がった。

関生支部委員長・副委員長をはじめとした組合員、その関係者の延べ逮捕者数は 89 名 (実人

数は 57 名) にものぼり、委員長、副委員長に対する保釈までの不当な身体拘束期間は 640 日を超える。また、保釈条件においても組合事務所等への立ち入り禁止など過重な条件が付された。

本件は、正当なストや団体交渉、及び労使間の協定とその履行行為を恐喝等として訴追するものであり、刑罰法規の許されざる拡張・拡大解釈であるとともに、国家権力による組合つぶしであって、憲法 28 条、労組法 1 条 2 項、刑法 35 条にも違反している。

さらに今般、驚くべきことに、大津地裁に証拠として提出された取り調べ状況の録音録画から 検察官が取り調べの中で関生支部組合員のYさんに対し、組合脱退の慫慂、強要を行っていたこ とが明らかになった。国家権力の担い手である検察官が、恥ずかしげもなく権力を濫用して、憲 法 28 条によって全ての国民に保障されている団結権を侵害する行為を行っていたことが明らか になったのである。

日本国憲法は、労働者、市民など経済力を持たない弱い立場の人々でも自らの人権侵害に抗う武器を手にすることができるように労働者の団結権、団体行動権、団体交渉権を保障しているのであり、かかる権利を侵害する行為を許すことはできない。

検察の役割は、「公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現する」ことにある(最高検「検察の理念」より)。 検察官は、かかる役割を果たす当然の前提として日本国憲法と法令を遵守しなければならない。 そのような立場にありながら上記のような憲法違反、法律違反を犯したことについて、衷心から 反省すべきである。

資本と国家権力が一体となって行う本大弾圧に対し、各被告人及び弁護人は奮闘し、労働法の研究者も含めた各界の多くの人々の支援の力にも励まされ、確実に勝利へ向けて前進している。 大阪地裁では大津の恐喝事件の無罪判決、大阪高裁では京都の強要未遂事件の一審有罪判決を覆した無罪判決も勝ちとっている。また、資本の不当労働行為に対しても、労働委員会において次々と勝利決定が続いている。各被告人及び労働組合の奮闘と支援の賜である。

今後も全事件・全被告人の無罪を勝ちとるため被告人及び関係者の奮闘を期待するとともに、 当弁護団も全被告人及びすべての労働者・労働組合の権利を護るために一層の尽力をする決意で ある。

以上

2022年1月31日

大阪労働者弁護団